㋭　左岸取水ゲート（型式　鋼製プレートガーダ構造ローラゲート、寸法　純径間2.500m、扉高1.400m、数量　２門（１号、２号））

⑤　既設電気設備（撤去）　１式

⑸　工期　令和８年３月13日まで

⑹　使用する主要な資機材　一般鋼材：15ｔ、ステンレス鋼材：55ｔ、二相ステンレス鋼材：55ｔ

⑺　本工事は、入札参加を希望する者から予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする「見積活用方式」の試行工事である。なお、提出を求める項目等詳細については入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　九州農政局管内における対象工事種別に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「鋼構造物工事」に認定されている者であること。又は、九州農政局管内における対象工事種別に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されているもので、開札時までに「鋼構造物工事」の認定を受けているものであること。なお、開札時において、令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「鋼構造物工事」に認定されていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　施工実績

①　平成19年４月１日から令和４年３月31日までに元請として自ら製作、据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあたっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。

元請として自ら製作、据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品・ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また据付も同様である。

②　同種工事とは、「水門扉等工事」とし、規模は問わないものとする。また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。

⑸　保守管理体制　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織を含む）に、設備、製作品に対する保守サービス体制が、迅速に対応できる範囲に整備され、熊本県内を保守サービスの範囲としている本店・支店・営業所等が確立していること。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。

なお、配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。配置予定技術者の専任制については、以下のとおり。

・工場製作については、専任制を義務付けない。

・現場据付については、専任制を義務付ける。

・工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。

①　配置予定技術者の資格

Ⓐ　監理技術者　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

(a)　１級国家資格者（土木施工管理技士、建築施工管理技士）

(b)　１級建築士

(c)　技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）

(d)　国土交通大臣特別認定者

Ⓑ　主任技術者　Ⓐに示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者

(a)　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建築施工管理技士（躯体））

(b)　指定学科を卒業後、鋼構造物工事で下記の実務経験を有する者　㋐高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上、㋑高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上、㋒大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上）

(c)　10年以上、鋼構造物工事の実務経験を有する者

(d)　登録基幹技能者講習を修了した者

(e)　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

②　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成19年４月１日から令和４年３月31日までに元請として自ら製作、据付し、完成・引渡しが完了した、下記③に掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の工事経験を有すること。

また、工場製作と現場据付で配置予定技術者を変更する場合は、各々の期間（工場製作・現場据付）が１年未満においては１／２以上、１年以上においては６ヶ月以上の従事期間の工事経験を有することとするが、工場製作が、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000Ｓ等認証取得業者又は工場総括責任者の品質管理証明書の添付等）のもとで行われる場合は、工場製作に係わる者の経験は問わないものとする。

③　同種工事とは、「鋼構造物工事」とし、規模は問わないものとする。

⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合

Ⓐ　親会社と子会社の関係にある場合

Ⓑ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合

Ⓐ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

Ⓑ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記Ⓐ又はⒷと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。